

東松山市建築物耐震改修促進計画

令和3年4月

東 松 山 市

目 次

第1章 はじめに

- 1 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 東松山市の被害想定及び東松山市地域防災計画等との関連性・・・ 3
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 対象建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 建築物の耐震化の現状と今後の目標

- 1 東松山市の耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 本計画における耐震化の目標・・・・・・・・・・・・ 11

第3章 建築物の耐震化の促進に関する施策

- 1 耐震化の促進に向けた取組方針・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 具体的な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第4章 計画を推進するための体制・・・・・・・・・・・・ 16

資料編

- 1 建築基準法における構造基準の改正・・・・・・・・ 17
- 2 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第1章 はじめに

1 計画の概要

(1) 計画の目的

東松山市建築物耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項の規定に基づき、策定するものである。

本計画は昭和56年5月31日以前に工事着手し、建築された、いわゆる旧耐震基準の既存耐震不適格建築物^{*1}の耐震化を図ることで、地震発生時の被害を軽減することを目的とする。

(2) 計画策定の背景

本計画の策定に至るまでの主な経過は表1のとおりである。

表1 本計画策定までの主な経過

年 月	経 過	備 考
昭和56年6月	建築基準法改正	中規模の地震に対してほとんど損傷しないことの検証や、大規模な地震に対して倒壊・崩壊しないことを検証する新耐震基準の導入
平成7年1月	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	最大震度7 死者・行方不明者6,437人 住宅全壊104,906棟、半壊144,274棟、 一部破損390,506棟 (内閣府HP災害情報より) 旧耐震基準の建物に大きな被害が発生
平成7年10月	耐震改修促進法制定	
平成12年6月	建築基準法改正	木造住宅の接合部の仕様を明示
平成18年1月	耐震改修促進法改正 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の告示 (以下「国の基本方針」という)	国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修促進計画の策定を規定
平成19年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画策定	平成27年度までの耐震化率の目標 住宅90% 多数の者が利用する建築物 県有100%、市町村有99%、民間90%
平成22年4月	東松山市建築物耐震改修促進計画策定	平成27年度の耐震化率の目標設定 住宅90% 多数の者が利用する建築物 市有100%、民間90%
平成23年3月	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	最大震度7 死者19,729人、行方不明者2,559人 住宅全壊121,996棟、半壊282,941棟、 一部破損748,461棟

		(内閣府 HP 災害情報より)
平成 25 年 10 月	国の基本方針の改正	令和 2 年までに住宅の耐震化率 95%の目標を明示
平成 25 年 11 月	耐震改修促進法改正	大規模な建築物の耐震診断の義務化など、耐震化の促進に向けた取組を強化
平成 27 年 3 月	首都直下地震緊急対策推進基本計画閣議決定	令和 2 年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%の目標を明示
平成 28 年 3 月	国の基本方針の改正	令和 7 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示
平成 28 年 3 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画改定	令和 2 年度までの耐震化率の目標 住宅 95% 多数の者が利用する建築物 市町村有 100%、民間 95%
平成 28 年 4 月	東松山市建築物耐震改修促進計画改定	令和 2 年度までの耐震化率の目標 住宅 95% 多数の者が利用する建築物 市有 100%、民間 95%
平成 28 年 4 月	熊本地震	最大震度 7 (2 回記録) 死者 273 人 住宅全壊 8,667 棟、半壊 34,719 棟、 一部破損 163,500 棟 (内閣府 HP 災害情報より) 平成 12 年 5 月 31 日以前に新耐震基準により建築された住宅にも倒壊被害が発生
平成 30 年 6 月	大阪府北部地震	最大震度 6 弱 死者 4 人 (うちブロック塀崩落により 2 人死亡) 住宅全壊 9 棟、半壊 87 棟、 一部破損 27,096 棟 (内閣府 HP 災害情報より)
平成 30 年 12 月	国の基本方針の改正	令和 7 年を目途に耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消とする目標を明示
平成 31 年 1 月	耐震改修促進法施行令改正	避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について診断義務付けなど、耐震化の促進に向けた取組を強化
令和元年 7 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画一部改定	耐震診断を義務付ける道路を指定

※1 既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 1 号に規定される、地震に対する安全性に係る建築基法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で、同法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているもの

2 東松山市の被害想定及び東松山市地域防災計画等との関連性

(1) 過去の地震履歴

東松山市史によると、近代以降、市内に被害を及ぼした主な地震災害は関東大震災と西埼玉地震である。概要を表2に示す。

表2 東松山市に被害を及ぼした地震災害

発生時期	被害概要	被害内容
関東大震災 大正 12 年 9 月 1 日 (西暦 1923 年) 震源：伊豆大島、 相模湾 マグニチュード：7.9	<ul style="list-style-type: none"> ・市域に家屋倒壊被害があり、役所に食料および小屋掛資材の救助願が提出された ・東京地区からの震災罹災避難者(疎開者)が多数滞在し、救護や避難所確保等の対応に迫られた 	負傷者 18 名 家屋全壊 1 戸 家屋半壊 2 戸 市外からの疎開者 最大 223 人
西埼玉地震 昭和 6 年 9 月 21 日 (西暦 1931 年) 震源：埼玉県中部 マグニチュード：6.9	<ul style="list-style-type: none"> ・松山町の商家は、ほとんど屋根瓦等が振り落とされ、倒壊した家が多数あった ・松山中学校の講堂天井が墜落 ・箭弓神社の大鳥居が倒れた ・日吉町地内の道路約百間が大亀裂を生じ、付近の家屋が全部傾斜した ・東上線は線路が数ヶ所陥没し、当面不通となった 	負傷者 3 名 家屋全壊 2 戸 家屋半壊 12 戸 家屋破損 348 戸

(出典：「東松山市史 資料編第4巻近・現代編」昭和59年3月)

(2) 想定される地震の規模及び被害状況

埼玉県地震被害想定調査において、市に対して最も影響を及ぼすと考えられる地震は、関東平野北西縁断層帯(破壊開始点：南(以下略))によるものと想定している。

関東平野北西縁断層帯による地震(マグニチュード：8.1)では、市の北東部を中心に広範囲にわたり激しく揺れ、多くの地域で震度6強に達し、一部では震度7になる。

液状化の発生する可能性は都幾川流域周辺で高く、また、市の中央部を中心に揺れによる建物被害が大きく、火災も多く発生すると予想される。揺れ(液状化を含む。)による建物被害は、全壊と半壊で9,000棟を超え、

人的被害は1,700人を超える死傷者の発生が予想されている。

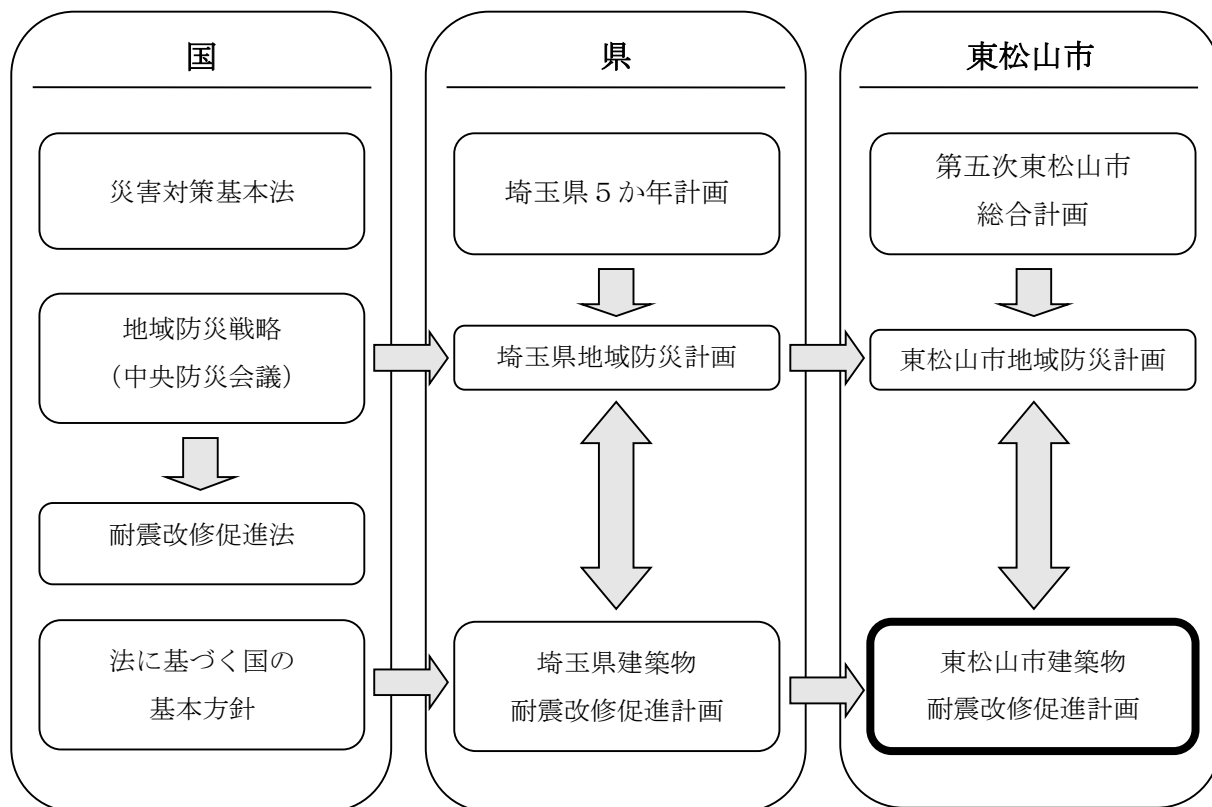
表3 地震被害想定

項目	区分	被害想定
液状化 (%)	高い	6
	やや高い	10
建物倒壊棟数 (棟)	全倒壊数	4,292
	半倒壊数	4,819
火災焼失棟数 (棟)	冬 18時 風速 8m/s	1,764
人的被害 冬 5時 (人)	死者数	293
	負傷者数	1,446
避難所避難者 (人)	1週間後	9,135

(3) 東松山市地域防災計画等と本計画の関連

本計画は、第五次東松山市総合計画を踏まえ、東松山市地域防災計画並びに国及び埼玉県の計画との整合を図るものとする。

図1 計画の位置付け



3 計画の期間

本計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

期間中の社会情勢の変化や法令等の改正などに適切に対応するため、3年を目安として耐震化の進捗や施策の状況を確認し、必要に応じて計画の見直し等を行う。

4 対象建築物

本計画で耐震化の目標を設定して取り組む対象とする建築物は、旧耐震基準で建築された以下のものとする。

(1) 住宅

居住世帯のある住宅

(2) 多数の者が利用する建築物^{※2}

表4に掲げる用途及び規模に該当する建築物

※2 多数の者が利用する建築物
耐震改修促進法第14条第1号に規定される建築物

表4 多数の者が利用する建築物

施設区分	用途	建築物の規模要件 (地上階数、延床面積)
学校	幼稚園	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上
	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 *屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
病院、診療所	病院、診療所	
劇場、集会所等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
	集会場、公会堂	
店舗等	展示場	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
	遊技場	
	公衆浴場	
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
卸売市場		
ホテル、旅館等	ホテル、旅館	
賃貸共同住宅等	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	
社会福祉施設等	保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
その他	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	体育館（一般公共用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	博物館、美術館、図書館	
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
	事務所	
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）	

第2章 建築物の耐震化の現状と今後の目標

1 東松山市の耐震化の現状

市内における、旧耐震基準の住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化状況は次のとおりである。

(1) 住宅の耐震化

住宅の耐震化については、埼玉県と市の役割分担のもと、支援制度の創設や所有者への啓発活動などにより、耐震化の促進を図ってきた。

近年の耐震化率^{※3}の推移は表5のとおりである。

表5 住宅の耐震化率の推移

(単位：戸)

集計日	昭和56年5月までの旧耐震基準の住宅		昭和56年6月以降の新耐震基準の住宅	計	耐震化率(%)	
	耐震性なし ^{※4}	耐震性あり ^{※4}				
	a	b	c	d	e=a+d	f=(c+d)/e
平成25年10月1日 ^{※5}	6,925	2,851	4,074	29,165	36,090	92.1%
平成30年10月1日 ^{※5}	5,960	2,444	3,516	31,860	37,820	93.5%
令和2年3月31日 ^{※6}	5,677	2,313	3,364	32,949	38,626	94.0%
令和3年3月31日 ^{※6}	5,488	2,228	3,260	33,675	39,163	94.3%

-
- ※3 耐震化率
昭和56年5月までに工事に着手した建築物のうち耐震性があるとされるものと新耐震基準で建築された建築物との合計が全体に占める割合で算出
 - ※4 最新の国土交通省の算定方法により按分
 - ※5 住宅・土地統計調査(総務省)
 - ※6 東松山市推計

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化

多数の者が利用する建築物については、市有建築物と民間建築物に対して、それぞれ耐震化の促進を図ってきた。

耐震化率の推移は表6のとおりである。

表6 多数の者が利用する建築物の耐震化率の推移 (単位:棟)

集計日	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物		耐震性 あり	昭和56年6 月以降の 新耐震基 準の住宅	計	耐震化率 (%)
	耐震性 なし					
	a	b	c	d	e=a+d	f=(c+d)/e
平成27年 3月31日	51	27	24	118	169	84.0%
令和2年 3月31日	36	4	32	148	184	97.8%
令和3年 3月31日	35	3	32	154	189	98.4%

令和2年3月31日までは、耐震化状況調査(県及び市)により、令和3年3月31日は令和元年度までの数値をもとに推計したもの

ア 市有建築物

市が所有する建築物は、地震発生時の災害対策本部の設置や救護・治療活動の中枢を担うなど、災害時の重要な拠点となる施設が多いことから速やかな耐震化に努めてきた。

その結果、平成28年度に耐震事業が完了し、耐震化率100%を達成した。用途別の耐震化状況は表7のとおりである。

表7 令和元年度末の多数の者が利用する建築物（市有）の耐震化率

(単位：棟)

用途分類	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物		昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率(%)	
	耐震性なし	耐震性あり				
	a	b	c	d	e=a+d	f=(c+d)/e
学校	12	0	12	26	38	100%
病院・診療所	0	0	0	2	2	100%
劇場・集会場等	0	0	0	1	1	100%
店舗等	0	0	0	0	0	—
ホテル・旅館等	0	0	0	0	0	—
賃貸共同住宅等	1	0	1	8	9	100%
社会福祉施設等	1	0	1	1	2	100%
その他施設	2	0	2	7	9	100%
合計	16	0	16	45	61	100%

イ 民間建築物

民間の多数の者が利用する建築物に対して、埼玉県と連携し、耐震化の促進に努めている。

民間建築物の令和元年度末時点の用途別の耐震化状況は表8のとおりである。

表8 令和元年度末の多数の者が利用する建築物（民間）の耐震化率

(単位：棟)

用途分類	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物		昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率 (%)	
	耐震性なし※	耐震性あり				
	a	b	c	d	e=a+d	f=(c+d)/e
学校	1	0	1	17	18	100%
病院・診療所	1	1	0	8	9	88.9%
劇場・集会場等	0	0	0	2	2	100%
店舗等	1	0	1	13	14	100%
ホテル・旅館等	0	0	0	6	6	100%
賃貸共同住宅等	1	1	0	29	30	96.7%
社会福祉施設等	2	0	2	9	11	100%
その他施設	14	4	10	20	34	88.2%
合計	20	4	16	103	123	95.1%

「耐震化状況調査」（県及び市町村）より

※耐震性不明なものは耐震性なしに計上

2 本計画における耐震化の目標

本計画における耐震化の目標は表9のとおりである。

目標値については、国の基本方針及び埼玉県建築物耐震改修促進計画に基づき定めた。

表9 令和7年度における耐震化率の目標

対象建築物の種類		現状	目 標	
		令和元年度	令和2年度	令和7年度
住 宅		94.0%	95%	95%
多数の者が 利用する 建築物	市有	100% (達成済み)	100%	—
	民間	97.8%	95%	おおむね解消※

※耐震性が不十分な建築物をおおむね解消する

第3章 建築物の耐震化の促進に関する施策

1 耐震化の促進に向けた取組方針

建築物の耐震化の促進のためには、建築物の所有者等が建築物の耐震化の重要性を認識し、所有または管理する建築物の耐震性を把握し、必要に応じて耐震化を進めることが求められる。

市は、埼玉県や関係団体と連携しながら建築物の耐震化に関する意識啓発を粘り強く継続していくことが重要となる。

そこで、所有者等の取り組みをできる限り支援するため、所有者等が耐震診断・耐震改修を行いやすいように、適切な情報提供をはじめとして、耐震診断・耐震改修に係る負担軽減のための支援策等、耐震化促進に取り組むものとする。

なお、東松山市においては、大規模な建築物等の所管行政庁は埼玉県であり、法に基づく特定既存耐震不適格建築物に対する指導・勧告等は埼玉県が行うことから、建築物の耐震診断・耐震改修の促進にあたり、施策を効率よく、かつ、効果的に構築し適用していくため、埼玉県との適切な役割分担及び施策の連携を図る。

2 具体的な施策

(1) 耐震化に関する意識啓発及び知識の普及

ア 防災訓練等を活用した意識啓発及び知識の普及

総合防災訓練やその他の防災イベント等の機会を活用して地震防災に対する意識啓発を図る。また、建築士等への相談機会の提供や出前講座の開催等により市民の耐震診断・耐震改修に関する知識の普及に努める。

イ パンフレット等による情報の周知

耐震診断及び耐震改修に関する各種制度や地震時の安全対策等について広報やパンフレット等により情報の周知を図る。

ウ 地震ハザードマップの作成と配布

発生のおそれがある地震の概要と地震による地盤の揺れやすさ、地盤の液状化、建築物の倒壊の危険性を記載した地震ハザードマップを作成・公表している。必要な見直しを施しながら周知することで、建築物の所有者等の意識啓発を図る。

エ 地域住民・地域組織との連携

「自分たちの地域は自分たちで守る」という基本理念のもと、地域に密着した自主防災組織の活動支援と育成を図っている。自主防災組織との連携により地震時の安全対策、耐震診断・耐震改修に対する意識啓発や簡易耐震診断の受診について促進を図るとともに民間企業、NPO等とも連携し、協力体制の確立に努める。

(2) 安心して耐震診断・耐震改修を行うことができる環境の整備

ア 相談窓口の設置

建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の普及・啓発を図るための相談窓口を設けており、引き続き情報提供を実施する。

- ・耐震診断及び耐震改修の助成制度の概要、税制措置等
- ・自己による簡単な診断方法
- ・家具転倒防止、簡易耐震対策等屋内での安全確保の方法
- ・その他の地震対策情報

また、毎月1回、一般社団法人埼玉建築士会及び一般社団法人埼玉県建築士事務所協会による住宅相談を継続することにより、市民の防災意識の普及啓発を図る。

イ リフォームにあわせた耐震診断・耐震改修の誘導

住宅リフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会を捉えて、耐震診断・耐震改修に対する情報提供や意識啓発を実施する。

ウ 埼玉県マンション居住支援ネットワークの活用

埼玉県マンション居住支援ネットワークを活用し、マンション管理組合、区分所有者等に適切な情報提供及び普及啓発を行いながら、耐震診断・耐震改修に関する相談に対応する。

(3) 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

ア 支援制度等

- ・簡易耐震診断
図面等に基づき木造住宅の簡易耐震診断を無料で実施している。
- ・埼玉県建築物耐震改修等事業
埼玉県の民間建築物を対象とした補助制度の周知を図る。
- ・住宅耐震診断・改修補助金交付制度
住宅の耐震性の向上や災害に強いまちづくりを推進するため、住宅の

耐震診断及び耐震改修に要する費用の一部を支援する補助制度を実施している。

イ 融資制度

独立行政法人住宅金融支援機構は、耐震改修工事又は耐震補強工事に対する融資を行っており、高齢者向けの返済特例制度を設けている。これらの融資制度の周知を図る。

ウ 税の特例措置

耐震改修等に関する税の特例措置として、住宅に関しては、所得税、固定資産税、住宅ローン、中古住宅購入の際のローン等の減税を設けている。これらの特例措置の周知を図る。

エ その他の支援策の検討

本計画の目標を達成するため、住宅及び建築物の耐震化に関する支援策の検討に努める。

(4) 地震に備えた安全対策

埼玉県と連携して、次に掲げる地震に備えた安全対策に取り組み、普及・促進を行うものとする。

ア 家具や棚等の固定による安全対策

地震発生時、建築物の屋内において、家具、タンス、食器棚、書棚、商品棚等が転倒・移動して負傷者が発生することがないように、家具の転倒防止等屋内での安全確保の方法等の情報提供に努める。

イ 窓ガラス、外壁（看板等）及び吊り天井の落下防止対策

地震時の建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下及び天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため、落下防止のための安全対策の普及及び指導に取り組むものとする。

ウ エレベーター等の安全対策

大地震発生時には、エレベーターの閉じ込めやエスカレーターの脱落等が発生する可能性が高くなる。特にエレベーターに閉じ込められた場合、その救助には長い時間を要する。エレベーター等が設置された建築物の所有者等に対し、地震時のリスクの周知、地震対策の必要性等に関する情報

提供に努める。

エ ブロック塀等の安全対策

地震発生時に、道路沿いの構造物（ブロック塀、看板等）が転倒し、生命に関わる被害が生じることや、道路を塞ぎ通行に支障をきたすことが考えられる。これらの安全点検及び改修の指導等に取り組むものとする。

オ 土砂災害対策

地震に伴うがけ崩れ等が発生した場合、建築物への大きな被害が想定されることから、土砂災害対策は重要と考えられる。

避難警戒体制の整備、建築物の改修に関する情報提供、状況に応じ建築物の移転等必要な対策実施に努める。

カ 地震保険の加入率向上

大規模な地震災害発生後の迅速な復旧を図るためには、地震保険の活用は大変効果がある。令和元年度末の加入率は、全国平均で33.1%、埼玉県の加入率が32.7%となっている。

地震保険の保険料及び補償内容の情報提供など、地震保険の加入率向上のため、普及啓発に努める。

キ 新耐震基準の木造住宅への対応

平成28年4月に発生した熊本地震においては、新耐震基準の住宅のうち、平成12年5月31日以前に建築されたものについても、倒壊等の被害が確認された。

このことから、新耐震基準以降の既存耐震不適格建築物への地震対策の普及啓発に努める。

ク 耐震シェルター等の活用

耐震改修が完了していない旧耐震基準の木造住宅は、地震により倒壊する危険性があるため、生命に関わる被害が生じることが考えられる。

そこで、地震により住宅が倒壊しても安全な空間を確保し、命を守ることができるよう、耐震シェルター等活用の普及啓発に努める。

第4章 計画を推進するための体制

市は、埼玉県、市町村及び建築関連団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」を活用し、会員相互の綿密な連携の下、耐震化を計画的に推進する。

彩の国既存建築物地震対策協議会

埼玉県内に所在する現行の耐震設計基準に適合しない建築物の耐震性の向上等の地震前の対策及び被災建築物応急危険度判定等の地震後の対策に関し、会員相互で各種情報交換、調査研究及び耐震相談窓口等を行い、埼玉県の建築物に係る地震対策の適正かつ円滑な推進を図ることを目的に活動している。

平成10年1月に創設し、会員75団体（令和2年4月1日時点）で構成している。

表10 彩の国既存建築物地震対策協議会会員名簿

県	埼玉県
市町村	63市町村
建築関係団体	11団体（順不同）

一般社団法人埼玉建築士会	
一般社団法人埼玉県建築士事務所協会	
一般財団法人埼玉県建築安全協会	
一般社団法人埼玉建築設計監理協会	
一般社団法人埼玉県建設業協会	
一般社団法人日本建築構造技術者協会 関東甲信越支部 埼玉サテライト（JSCA 埼玉）	
公益財団法人埼玉県住宅センター	
埼玉土建一般労働組合	
建設埼玉	
埼玉県住まいづくり協議会	
一般財団法人さいたま住宅検査センター	

資料編

1 建築基準法における構造基準の改正

昭和 53 年に宮城県沖地震が発生し、その被害を踏まえ、耐震設計基準が抜本的に見直され、建築基準法が大幅に改正(昭和 56 年 6 月 1 日施行)された。

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建物が「旧耐震基準」による建物、昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工された建物が「新耐震基準」による建物と呼ばれている。

平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災においては、旧耐震基準による建物に被害が多く、新耐震基準における被害は比較的少ないという傾向が明らかになっている。

2 用語解説

●建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成 7 年 12 月 25 日に施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断・耐震改修を進めることとされた。

さらに、平成 17 年 11 月 7 日に改正耐震改修促進法が公布され、平成 18 年 1 月 26 日に施行された。大規模地震に備えた学校や病院等の建築物や住宅の耐震診断・耐震改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の策定が都道府県に義務付けられるとともに、市町村に対し計画策定の努力義務が課せられた。

●建築物の耐震化

耐震診断により耐震性がないと判定された住宅・建築物について、改修、改築等を行い地震に対する安全性を確保すること。

●東松山市地域防災計画

地震や風水害等の大きな災害の発生に備え、災害の予防や災害が発生した場合の応急対策、復旧対策を行うため、「災害対策基本法」に基づき、市及び市域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務を定めた計画

●震度

ある場所における地震の揺れの強さのこと。

●マグニチュード

地震そのものの規模を示す値。地震のエネルギーと関係した量で、1 大きくなるとエネルギーは約 32 倍大きくなる。

●所管行政庁

建築主事を置く市町村又は特別区の区域については、当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については、都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第 9 7 条の 2 第 1 項又は第 9 7 条の 3 第 1 項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

●特定行政庁

建築基準法に基づき建築確認や違反建築物への是正命令等を行う建築主事が置かれている地方公共団体の長のこと。東松山市においては、大規模な建築物については埼玉県知事が、小規模な建築物については市長が特定行政庁となっている。